

## 国保から制度改正のお知らせです

\* 70歳未満の方の高額療養費の月額自己負担限度額が変わりました。

平成26年12月まで

区分	所得要件	自己負担限度額
A 上位 所得者	基礎控除後の所得 600万円超	150,000円+(総医療費- 500,000円)×1% <4回目以降:83,400円>
B 一般 所得者	基礎控除後の所得 600万円以下	80,100円+(総医療費- 267,000円)×1% <4回目以降:44,400円>
C 低所得者	住民税 非課税世帯	35,400円 <4回目以降:24,600円>

平成27年1月から

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円+(総医療費- 842,000円)×1% <4回目以降:140,100円>
イ	基礎控除後の所得 600万円超~ 901万円以下	167,400円+(総医療費- 558,000円)×1% <4回目以降:93,000円>
ウ	基礎控除後の所得 210万円超~ 600万円以下	80,100円+(総医療費- 267,000円)×1% <4回目以降:44,400円>
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 <4回目以降:44,400円>
オ	住民税非課税世帯	35,400円 <4回目以降:24,600円>

※過去12か月間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合は4回目以降の限度額となります。  
※70歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。  
※平成26年8月以降に限度額適用認定証の交付を受けた方には、平成26年12月中に改正後の認定証を送付しております。

\* 70歳未満の方の高額介護合算療養費制度の算定基準額も変わりました。

平成26年7月まで

区分	所得要件	基準額
上位 所得者	基礎控除後の所得 600万円超	126万円
一般 所得者	基礎控除後の所得 600万円以下	67万円
住民税非課税世帯		34万円

平成26年8月~平成27年7月

所得要件	基準額
基礎控除後の所得 901万円超	176万円
基礎控除後の所得 600万円超~901万円以下	135万円
基礎控除後の所得 210万円超~600万円以下	67万円
基礎控除後の所得 210万円以下	63万円
住民税非課税世帯	34万円

平成27年8月以降

基準額
212万円
141万円
67万円
60万円
34万円

※70歳以上の方の基準額に変更はありません。

問合せ/国民健康保険担当 (内線1215~1217)

## 訪問販売にご注意を!

町内で訪問販売によるトラブルが発生しています。とくに高齢者を狙って、言葉たくみに商品を買わせるケースが多くみられます。

### トラブルを防ぐために

#### ■話の前に用件を聞く

電話勧誘や訪問販売では、勧誘の前に相手に「身分を名乗ること」と「目的を告げること」が法律で義務付けられています。話を聞く前に、「どなたですか」「ご用件は?」など、必ず相手の身分や用件を確認しましょう。

#### ■はっきりとした態度で

「話だけなら」と相手の話を聞いてしまうと、段々断りにくくなってしまいます。また、勧誘などに対して、あいまいな返事をする、「契約の意思がある」と受け取られてしまいます。自分にとって必要のない勧誘であれば話を聞く前に「いらぬ」「必要ない」と、はっきり断りましょう。

なお、一度断った相手に勧誘を続けたり、再度同じ勧誘をすることは原則禁止されています。

迷ったときや不安に思うときは、自分だけで決めずに周囲や相談窓口に聞いてみましょう。

また、もしも被害にあってしまったときは、すぐに相談しましょう。早ければ早いほど解決できる可能性は高まります。

一人で悩まず、まずは次までご相談ください。



問合せ/町民生活担当 (内線1212)

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 高額介護合算療養費 及び医療費通知について

### ■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合は支給されません。

### ◆自己負担限度額表

【25年度分の自己負担額の計算期間：平成25年8月1日～平成26年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の 合計の基準額
3割	現 役 並 み 所 得 者		67万円
1割	— 般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

- ※1 世帯全員が住民税非課税である方
- ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

該当される方には、2月上旬までに後期高齢者医療広域連合より申請の用紙が送られますので、別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当まで申請願います。

### ■医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行をご希望される方を対象に、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。次回の発行は平成27年3月末（平成26年7～12月診療分）に行います。

### ◆新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、北海道後期高齢者医療広域連合、又は別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当へご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

### 問合せ先

#### 北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階  
電話 011-290-5601

#### 後期高齢者・医療給付担当

電話 75-2111  
(内線1241・1242)

## 第40回 別海町消費者大会

### テーマ

「学ぶことからはじめよう  
～あなたも私も消費者だから～」

**参加料  
無料**

- 日時／2月17日(火)10時から
- 会場／中央公民館大集会室
- 内容／講演会、フリーマーケット、食の簡易実験  
牛乳パッケージイメージデザインコンクールなど
- 主催／別海町消費者協会

問合せ／別海町消費者協会事務局  
(町民生活担当 内線1212)

## し尿くみ取りのお知らせ

2月のくみ取り地区は中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行となります。くみ取りが必要な方は1月20日までに申込みください。

すぐに汲んでほしいなどの急な申込みは、他の方に大変迷惑がかかります。一杯にならなくてもくみ取りは行えますので、早めの申込みをお願いします。



ご協力をおねがいします

冬期間はくみ取り口付近に雪が積もるなどしてくみ取りが行えない場合があります。雪が降った際はくみ取り口付近も雪かきをしていただくなど、ご協力をお願いします。

なお、家庭廃水については冬期間（12月～3月まで）凍結等によりくみ取りは行いません。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

献血のお知らせ

平成26年度 第3回 献血を実施します

下記の日程で“移動採血車「ひまわり号」”が町内を巡回しますので、ご協力をお願いします。

実施日	実施場所	受付時間
1月26日(月)	フクハラ別海店	12:30~16:30
1月27日(火)	陸上自衛隊別海駐屯地	9:00~12:00
	J A道東あさひ西春別支所	13:30~16:30
1月28日(水)	別海町役場	9:00~11:45 13:00~14:30
	北海道別海高等学校	15:00~17:00
1月29日(木)	J A道東あさひ本所兼別海支所	9:00~12:00
	中春別農業協同組合	13:30~15:00
	コープさっぽろ べつかい店	15:30~17:00
1月30日(金)	J A道東あさひ上春別支所	9:00~11:15
	(株)明治 西春別工場	13:00~14:15
	森永乳業(株)別海工場	14:45~16:00

年間総献血量は、  
男性1,200ml以内  
女性 800ml以内です。  
※献血カード(裏面)に記載して  
おります“次回献血可能日”  
をご確認の上ご協力をお願い  
いたします。

400ml献血にご協力を!!



※陸上自衛隊別海駐屯地での献血は、自衛隊員を対象としております。  
大変申し訳ございませんが、一般の方はご遠慮願います。

日本赤十字社別海町分区 別海町別海西本町36番地 (社会福祉協議会内) TEL 75-2148

灯油

灯油等暖房用燃料費の一部を助成します

今年の原油価格は高値で推移し、電気料金も再値上げされるなど、暖房にかかる費用の負担が増大しているため、高齢者や障がい者、ひとり親等の町道民税非課税世帯を対象として暖房用燃料費等の一部を助成します。

**【対象世帯】** 平成26年12月1日現在、別海町に住所を有し居住されている①及び②~⑥に該当する町道民税非課税世帯。  
※福祉施設入所者等や、1つの住宅(アパート等の共同住宅は除く。)で世帯分離をしている場合でも、課税されている方と一緒に住まいの場合は対象になりません。

- ①生活保護受給世帯
- ②65歳以上の1人暮らしの高齢者世帯(昭和25年3月31日以前に生まれた1人暮らしの世帯)
- ③65歳以上の高齢者世帯(昭和25年3月31日以前に生まれた方のみの世帯)
- ④18歳未満の児童を監護しているひとり親世帯(18歳未満=平成8年4月2日以降に生まれた児童)
- ⑤障がい者世帯(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯)
- ⑥上記に準ずる世帯で町長が特に必要と認めた世帯

**【助成内容】** 助成が決定された世帯へは、決定通知書でお知らせし、1世帯あたり10,000円(生活保護受給世帯は5,000円)を世帯主の口座へ振り込みます。(助成されない場合もお知らせします。)

**【申請期間】** 平成27年1月6日(火)から平成27年3月31日(火)まで

**【提出書類等】** ※申請時に必ずご持参ください。

- 別海町福祉灯油・暖房用燃料購入費助成申請書(第1号様式)  
(次のページの申請書でお申し込みできます。)
- 灯油等の燃料購入費領収書等(平成26年4月1日以降の日付で、購入者個人の氏名、品名、金額(10,000円以上※合算可)が確認できるもの。)
- 通帳(口座番号等が確認できるもの。)

※平成26年1月1日時点、別海町に住所を有していない方は、前住所地から非課税証明書の発行を受け、添付してください。

**【申請先】** 福祉課社会・障がい福祉担当、各支所、連絡事務所  
問合せ/社会・障がい福祉担当(内線1310~1312)

(第1号様式)

平成26年度 別海町福祉灯油購入費・暖房用燃料購入費助成申請書

平成27年 月 日

別海町長 水 沼 猛 様

申請者（必ず世帯主名を書いてください）

住 所	別海町
氏 名	Ⓜ
電話番号	

使用している暖房用燃料を○で囲んでください。

（石油・石炭・電気・ガス・まき・ペレット・その他（ ））

次のとおり暖房用燃料購入費の助成を申請します。

世帯員氏名	生年月日	申請者との続柄	備考
	明・大・昭・平 年 月 日		
	明・大・昭・平 年 月 日		
	明・大・昭・平 年 月 日		
	明・大・昭・平 年 月 日		
	明・大・昭・平 年 月 日		
	明・大・昭・平 年 月 日		
	明・大・昭・平 年 月 日		
	明・大・昭・平 年 月 日		
同 意 書	私及び私の世帯員は、暖房用燃料購入費の支給決定のための審査に必要な、私の世帯の家族構成・課税状況・生活保護適用の有無等の個人情報に係る調査について同意します。  氏名 Ⓜ		

町調査欄

町道民税非課税世帯である。	1. 該 当 ・ 2. 非該当
生活保護の適用	1. 該 当 ・ 2. 非該当
* 支給の可否	可 ・ 否

暖房用燃料購入助成金を下記口座へ振り込んでください。

□ 座 振 込 依 頼 欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協・漁協	本店 支店 出張所		種 目	□ 座 番 号
		店番号		1.普通預金 2.当座預金 3.その他	
フリガナ					
□ 座 名 義 人					Ⓜ

※太枠の中を必ず記入をしてください。

## 戦没者遺児による慰霊友好親善事業の実施について

(一財)日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しております。

同事業は、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、旧戦域を訪れ慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。

■参加費：9万円

■実施地域

	実施地域	実施時期	募集人数	申込締切
1	フィリピン(2次)	平成27年3月4日(水)~11日(水)	120	平成27年1月20日(火)
2	中国	平成27年3月20日(金)~28日(土)	80	平成27年2月5日(木)

問合せ 福祉課社会・障がい福祉担当(内線1312)

## 地域包括支援センターから

## いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活を送れることを目標として月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

9:45 ~ 11:30	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
1月	8日(木)	13日(火)	20日(火)
2月	5日(木)	10日(火)	17日(火)

参加  
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
  - ②健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)。
  - ③介護認定を受けていない方。
- ※参加費は無料です。  
※新規で参加希望の方は地域包括支援センターまで申込みください。  
※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いいたします。

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります

地域包括支援センターは高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です

■問合せ先/TEL0153-79-5500(直通) 別海町役場1階福祉部内

## 管理課から

## 町営住宅等入居者の募集について

平成27年1月6日(火)から16日(金)までの間、町営住宅等の入居者を募集いたします。公募の内容、入居資格等につきましては、新聞折込、別海町ホームページ、別海町役場・各支所・東西公民館の掲示板をご覧ください。次の連絡先までお問合せください。

問合せ/住宅担当(内線3117・3118)

## 上下水道課から

凍結・漏水等でお困りの際には、次の指定店に連絡・相談してください。



■協和建設工業(株) 75-2240	■中島電器商会設備工事部 75-2513
■高和設備工業(株) 73-2711	■(株)ナカセツ 77-9442
■阪口水道 76-2977	■畠沢ほっけん(株) 75-2423
■(株)三和設備工業 72-1548	■(株)ほくえい 75-3498
■(有)住友設備工業 77-2463	■(有)星山設備工業 75-3968
■(株)高橋工業 76-2046	■(有)細谷設備 78-2626
■(株)竹崎工業 77-2144	■(株)渡部設備 82-2722

問合せ/管理担当(内線4514)